

# 大宰府関連史跡に関する保存活用方針

平成 28 年 3 月

太宰府市





# 目次

1. 方針策定の背景と目的	1
1-1 大宰府関連史跡	1
1-2 背景と目的	5
1-3 策定体制	5
1-4 方針の位置づけ	6
1-5 方針の役割	7
2. 太宰府市の自然、歴史、社会	8
2-1 自然環境	8
(1) 位置	
(2) 地形	
(3) 水系	
(4) 気候	
(5) 植生	
2-2 歴史的変遷	13
(1) 古代	
(2) 中世	
(3) 近世	
(4) 近代	
(5) 現代	
2-3 社会情勢	17
(1) 人口	
(2) 集落	
(3) 宅地開発	
(4) 産業	
(5) 観光	
(6) 土地利用	
(7) 交通	
(8) まちづくりにおける文化財関連施策	
3. 保存活用に関する取り組み	36
3-1 保存に関する取り組み	36
(1) 史跡指定	
(2) 現状変更	
(3) 公有化	
(4) 発掘調査	
(5) 災害復旧と毀損の対応	
3-2 活用に関する取り組み	40
(1) 情報発信	
(2) 公開	

(3) 市民団体の活動との連携	42
(4) 市民の交流の場としての活用	
3-3 整備に関する取り組み	42
3-4 管理・運営に関する取り組み	45
<b>4. 大宰府関連史跡の価値</b>	47
4-1 歴史的価値	47
4-2 史跡群としての価値	48
4-3 人と遺跡が共生してきた価値	49
<b>5. 大宰府関連史跡に関する現状の課題</b>	50
5-1 保存に関する課題	50
5-2 活用に関する課題	50
5-3 整備に関する課題	50
5-4 管理・運営に関する課題	51
<b>6. 保存活用方針</b>	52
6-1 基本理念	52
6-2 基本方針	53
(1) 保存の方針	
(2) 活用の方針	
(3) 整備の方針	
(4) 管理・運営の方針	
<b>7. 保存活用の進め方</b>	56
<b>参考資料</b>	57

#### 凡例

- ・「大宰府」と「太宰府」の違いについて  
行政的な表記としては、古代律令時代の役所、およびその遺跡に関するダザイフは「大宰府」として、中世以降の地名や天満宮については「太宰府」と表記している。
- ・大宰府跡の政庁地区について  
大宰府政庁跡と呼称する。

# 1. 方針策定の背景と目的

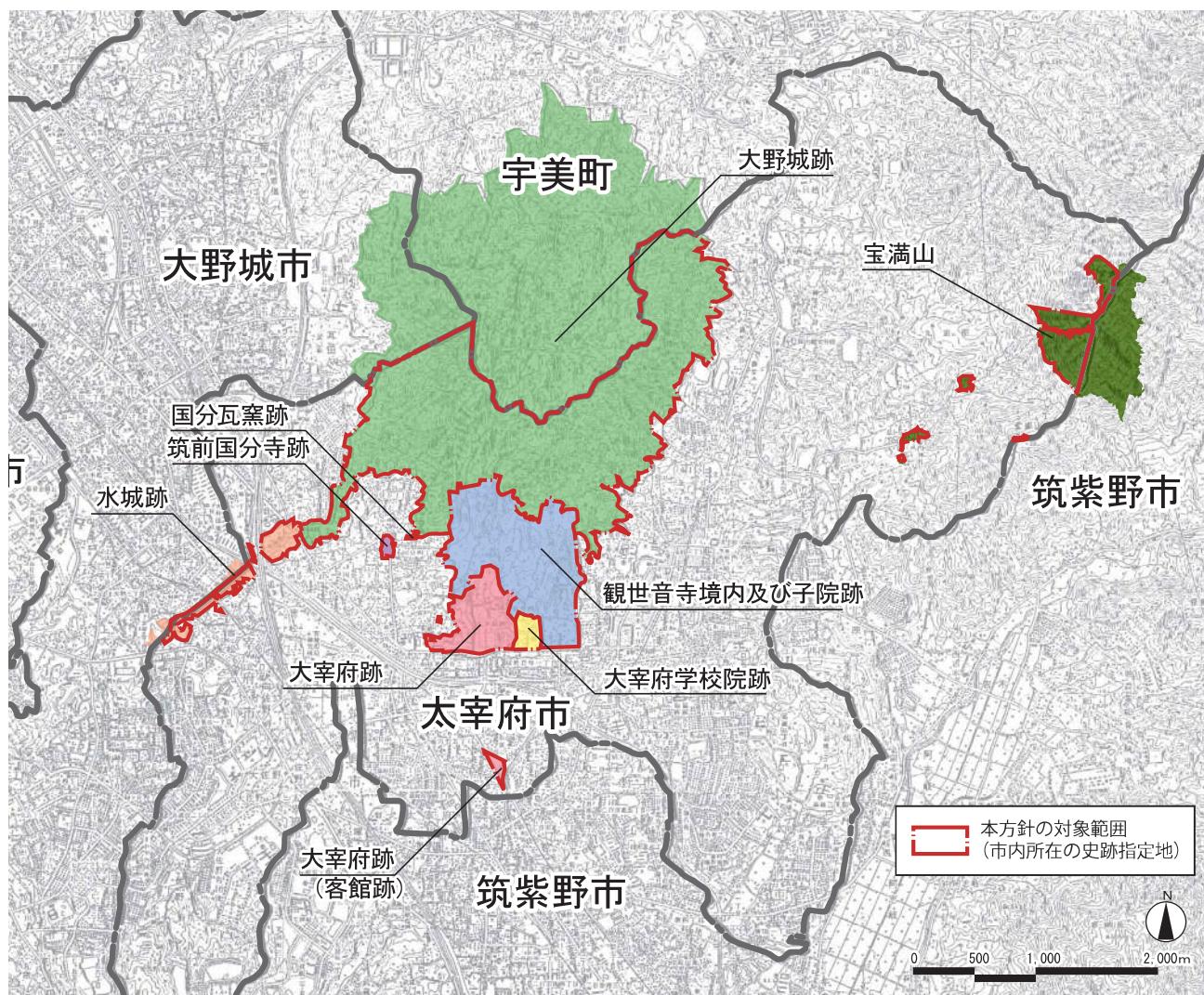
## 1-1 大宰府関連史跡

大宰府に関する遺跡は、大宰府跡、大野城跡、水城跡、観世音寺、大宰府条坊跡等や、阿志岐山城跡（筑紫野市）、鴻臚館跡（福岡市）をはじめ数多く存在しています。その中でも大宰府が存在した現在の太宰府市域に近く、枢要な役割を果たしたと考えられる史跡を、大宰府史跡や大宰府関連史跡と呼称してきました。今回は、平成17年度の『大宰府関連史跡に関する保存管理方針』をふまえ、8つの史跡（国指定特別史跡大宰府跡・大野城跡・水城跡・基肄城跡、国指定史跡観世音寺境内及び子院跡附老司瓦窯跡（以下、観世音寺境内及び子院跡）・筑前国分寺跡・国分瓦窯跡・大宰府学校院跡と、新しく指定された宝満山を加えた9つの史跡を大宰府関連史跡とします。

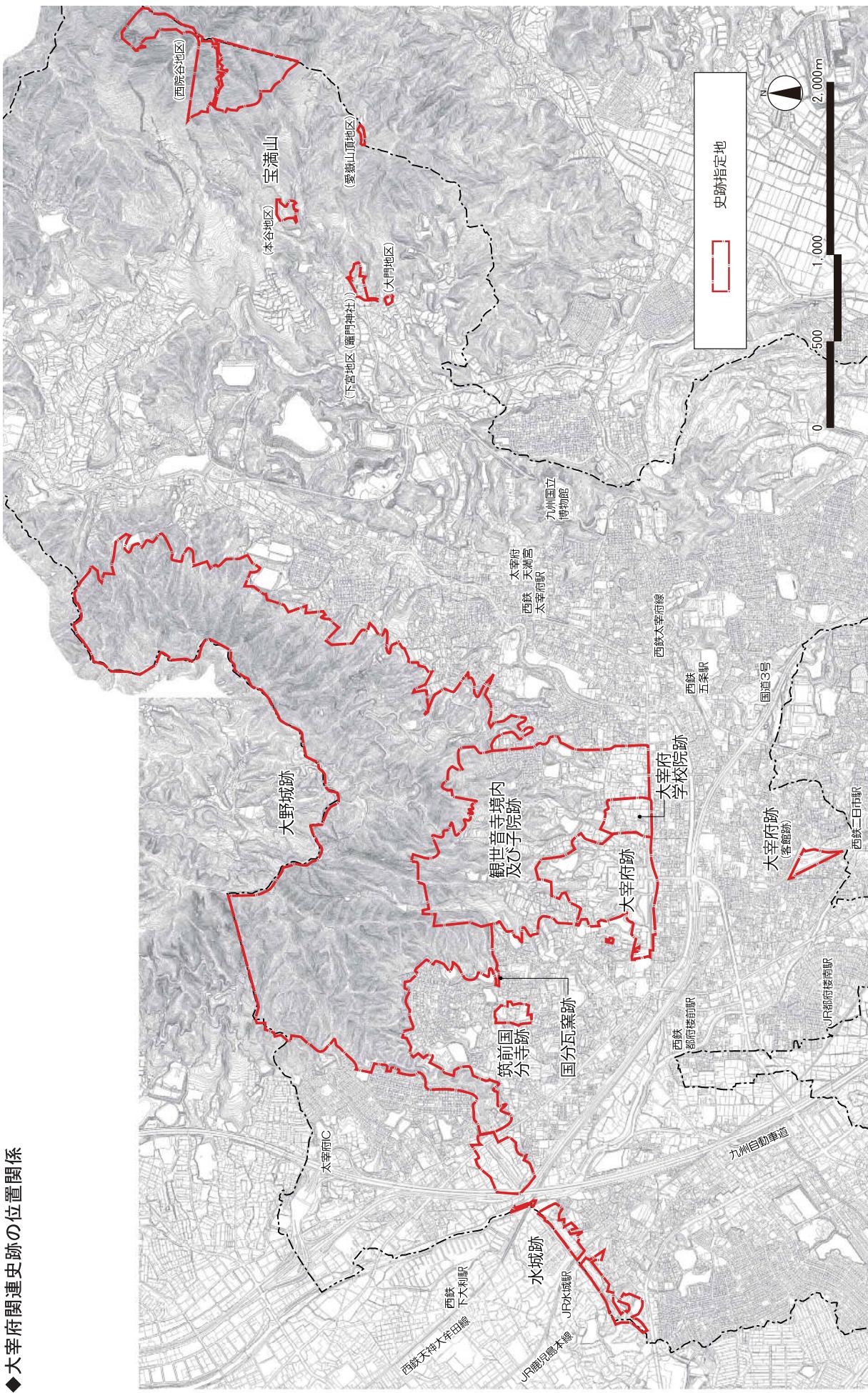
これらの史跡は、2県（福岡県、佐賀県）6市町（福岡県太宰府市、大野城市、筑紫野市、春日市、宇美町、佐賀県基山町）に跨る広大なものであり、史跡指定地は市外にも及びます。

本方針では、大宰府関連史跡のうち、太宰府市に所在しない基肄城跡を除く下記の8つの史跡を対象とし、かつ、その史跡指定地内の太宰府市域についてを対象とします。

- 国指定特別史跡「大宰府跡」、「大野城跡」、「水城跡」
- 国指定史跡「観世音寺境内及び子院跡」、「筑前国分寺跡」、「国分瓦窯跡」、「大宰府学校院跡」、「宝満山」



#### ◆大宰府関連史跡の位置関係



## 【大宰府関連史跡を構成する8つの史跡の概要】

### ●大宰府跡 [国指定特別史跡]

古代律令制下にあって対外的機能の窓口であり、西海道（九州）諸国（九国三島）を統括した大宰府の中核です。東西 119.20m、南北 215.15m の広大な政庁では重要な政務や儀式が執り行われていました。建物は大きく三期に分かれ、7世紀後半の掘立柱建物群に始まり（I期）、8世紀初頭には、礎石建物に建て替えられています（II期）。その後、天慶4（941）年の藤原純友の乱によって焼失しますが、すぐにII期とほぼ同規模の建物が再建されています（III期）。しかし、11世紀後半代には政庁はその機能を失い、現在見るような礎石のみの姿になったと考えられています。



### ●大野城跡 [国指定特別史跡]

『日本書紀』には、白村江の戦い敗戦後の天智天皇4（665）年に百濟の亡命者である憶礼福留、四比福夫の指揮のもと築造された山城と記されています。平安時代初めまで使われていました。四王寺山の尾根に沿って土塁を巡らし、谷部には石垣が築かれています。現在確認されている城門は9ヶ所で、城内各所には礎石を伴った建物群が点在し8ヶ所、計約70棟に及んでいます。



### ●水城跡 [国指定特別史跡]

天智天皇2（663）年の白村江の戦いで唐・新羅の連合軍に敗れた日本が国土防衛のため築造した土壘です。『日本書紀』天智天皇3（664）年の条に「於筑紫、築大堤貯水、名曰水城」と記されています。土壘の規模は全長1.2km、基底部幅80m、高さ10mで、土壘の内外には濠が設けられ、それらを繋ぐ木樋も確認されています。また、土壘の東西にはそれぞれ門が設けられ、官道が通り抜けています。



### ●觀世音寺境内及び子院跡 [国指定史跡]

觀世音寺は、『続日本紀』によると、筑紫で亡くなった母齊明天皇の供養のために天智天皇が建立を発願したもので、伽藍は天平18（746）年に完成しています。最盛時には49の子院を擁したと伝わっています。西日本屈指の大伽藍を誇っていましたが、度重なる大火等によって多くの伽藍を失いました。しかし、現在でも国宝の梵鐘をはじめ多くの仏像が残り、境内に残る伽藍の礎石と共に往時を偲ぶことができます。



## ●筑前国分寺跡 [国指定史跡]

天平 13（741）年に聖武天皇の勅願により全国に造られた国分寺のひとつです。その伽藍配置は中央に金堂、南側に中門があり、それらを回廊で結んだ内側の南東の一角に七重塔を配置しました。また金堂の北側には講堂をおきます。その後平安時代末期には廃絶していたと考えられます。現在も一辺約 17.4m の塔跡には巨大な塔心礎が残っています。



## ●国分瓦窯跡 [国指定史跡]

大宰府政庁・国分寺・觀世音寺等の瓦を焼いた窯です。窯はスサ入り煉瓦状粘土で造られた地下式有階無段登窯で、高さ 1.5m、間口 1.5m、奥行 5.5m を測ります。現在地下に保存されています。



## ●大宰府学校院跡 [国指定史跡]

学校院（府学）は古代律令官制機構を支える大宰府の官吏の養成機関です。対象は西海道（九州）諸国（九国三島）の郡司層子弟でした。「職員令」によると府学には博士 1 人が置かれていますが、のちには音博士・明法博士が増員されました。天応元（781）年の太政官符には医生・算生 200 余人とあります。調査では蓮華文様塼が出土していますが、その遺構は未解明な部分が多く残されています。



## ●宝満山 [国指定史跡]

宝満山は太宰府市の北東にそびえる標高 829m の山です。大宰府と密接な関係があり、山中の竈門山寺（のちの大山寺、有智山寺）では、天台宗を開いた最澄らが入唐する前にこの寺で航海の安全を祈願したといわれています。中世以降は修驗道が栄え、近世を通じて信仰の山として発展しました。その信仰は今も竈門神社などに連綿と引き継がれています。



古代から近世に至る遺構が現在も良好に残っており、わが国の山岳信仰のあり方を考えるうえで重要です。

## 1-2 背景と目的

本市は、史跡の確実な保護を進めることを基本としつつ、市民や来訪者、そして受け継ぐ将来の人々にとっても分かりやすく魅力的な史跡指定地の整備を図ることを目指し、「太宰府市文化財保存活用計画／太宰府関連史跡に関する保存活用方針」を平成17年に策定し、太宰府関連史跡の一体的な保存活用の推進に取り組んできたところです。

その策定から約10年の時を経て、史跡を取り巻く環境は、近年、保存とともに活用面についても関心が高まっています。特に平成22年以降は文化遺産を基礎とした取り組みにより、市民が主体的に活動し始めています。

また、太宰府関連史跡については、「宝満山」が新たに国指定史跡となり、「太宰府跡推定客館地区（以下、客館跡）」も追加指定され、史跡指定地は大きく拡大しました。一方、特別史跡「水城跡」や「太宰府跡」の新たな整備も本格化してきています。

本方針は、上記の大宰府関連史跡を取り巻く社会情勢等の変化を踏まえ、本市に点在する8つの史跡を太宰府関連史跡として俯瞰的に捉え、一体的に保存活用していくことを目的とします。

## 1-3 策定体制

本方針は、太宰府史跡対策委員会の意見・助言を踏まえ、策定しました。

専門的な検討にあたっては、上記委員会に分科会を設け、協議を重ねています。



### <分科会メンバー>

太宰府市史跡対策委員会	会長	櫻井康治
佐賀大学	教授	重藤輝行
太宰府市文化ふれあい館	主査	重松敏彦
九州歴史資料館学芸調査	室長	小田和利

### <オブザーバー>

福岡県文化財保護課文化財保護係	係長	杉原敏之
福岡県文化財保護課企画係	技術主査	入佐友一郎

### <事務局>

教育長	木村甚治
教育部長	堀田徹
文化財課長	菊武良一
文化財副課長	城戸康利
保護活用係長	友添浩一
主任主査	廣見京子
主事	有田ゆきな、久木原駿史
調査係長	山村信榮
主任主査	井上信正、高橋学、宮崎亮一
主任技師	遠藤茜
技師	沖田正大、中村茂央

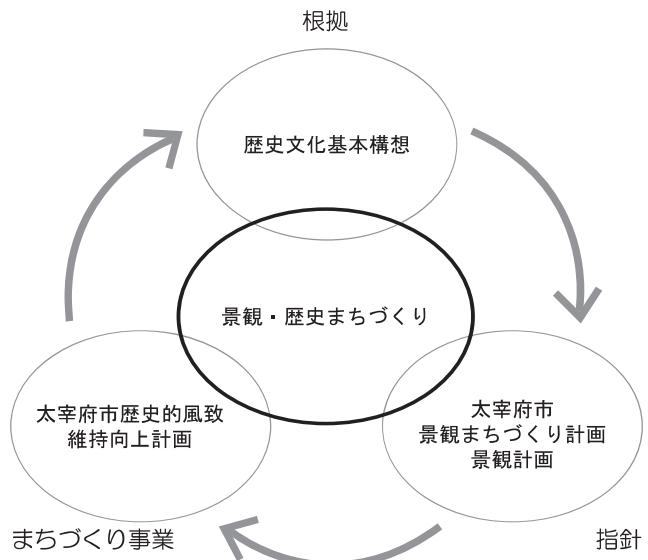
都市計画課 景観・歴史のまち推進係 係長

中島恒次郎（文化財課事務取扱）

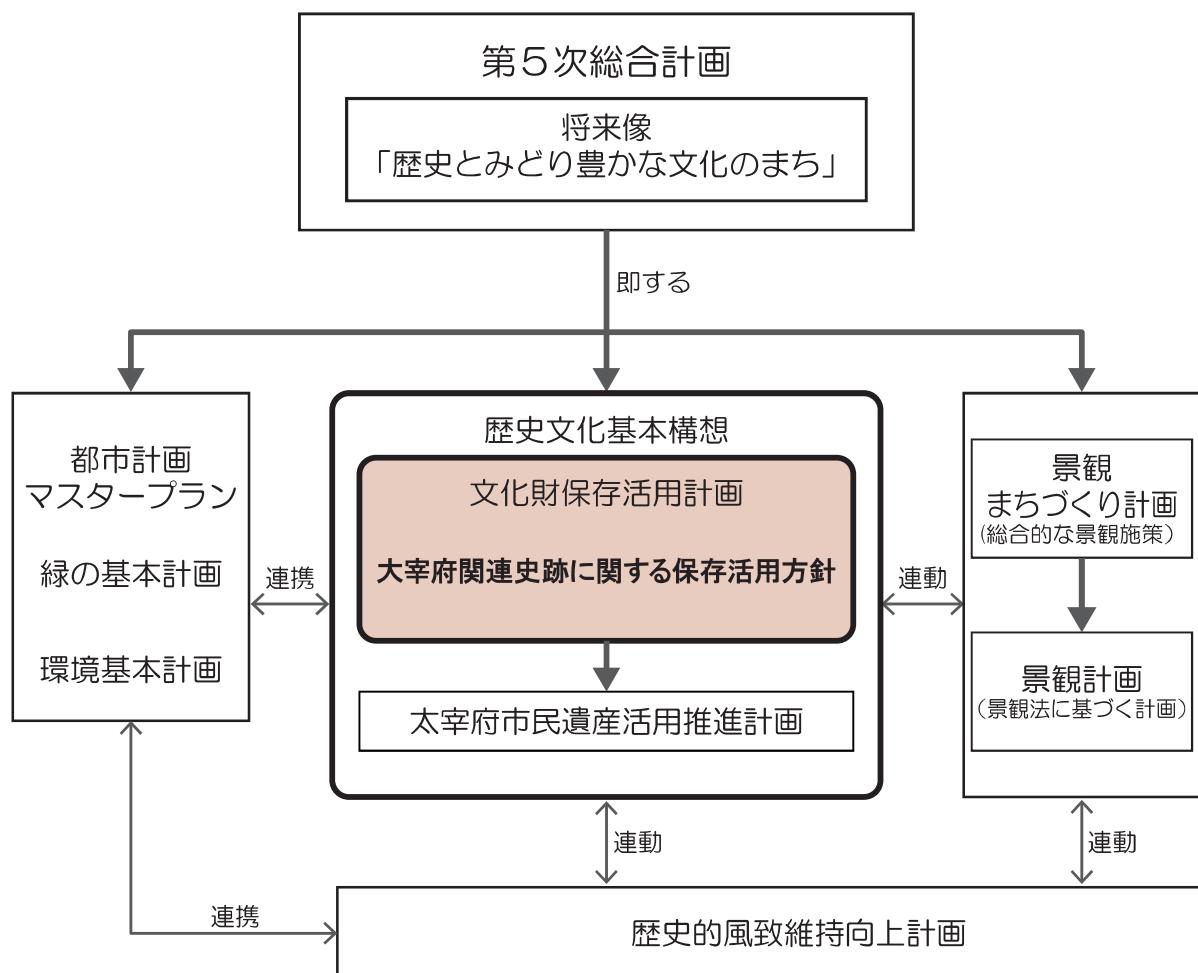
## 1-4 方針の位置づけ

本市は、第5次総合計画の将来像「歴史とみどり豊かな文化のまち」に即し、歴史文化基本構想、景観まちづくり計画・景観計画、歴史的風致維持向上計画を連動させた景観・歴史まちづくりを推進しています。

本方針は、この「太宰府市歴史文化基本構想」を構成する「太宰府市文化財保存活用計画」の一部に含まれる「大宰府関連史跡に関する保存活用方針／平成17（2005）年策定」の見直しに位置づけられるものです。



◆景観・歴史まちづくりの概念図



◆方針の位置づけ

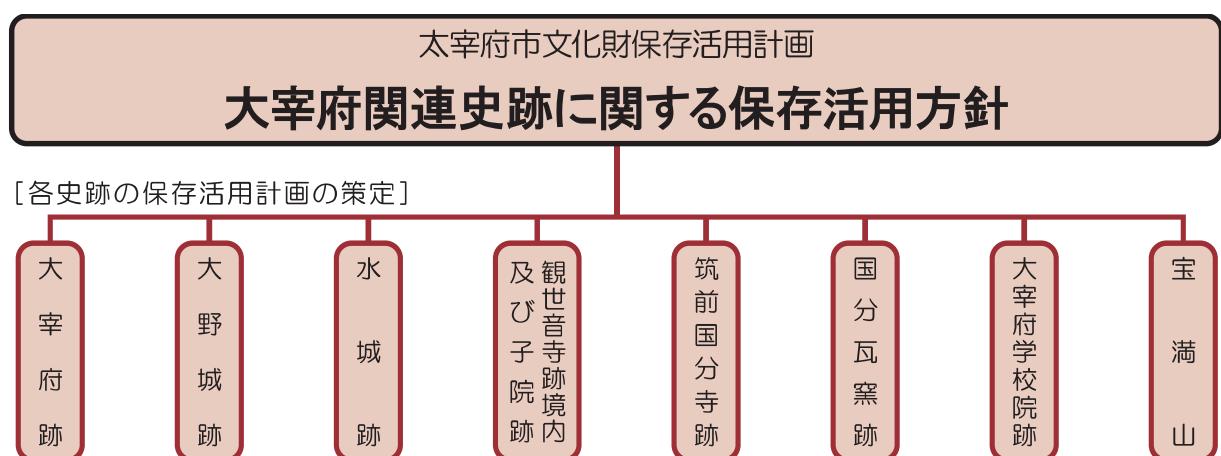
## 1-5 方針の役割

大宰府関連史跡の保存活用に関して、本方針とともに重要な役割を果たしている計画は、昭和45（1970）年9月に文化庁文化財保護部長名で福岡県教育委員会と太宰府町教育委員会に通知された「太宰府地区史跡の保存・管理計画」です（参考資料参照）。

この「太宰府地区史跡の保存・管理計画」は、当時、太宰府地区史跡と総称されていた大宰府跡、大宰府学校院跡、観世音寺境内及び子院跡に関する保存管理計画です。太宰府地区史跡をA地区・B地区・C地区に区分し、保存管理についての方針や現状変更の取り扱いについての一定の基準を設けています。以後、新たに指定や、追加指定された指定地を含め、史跡地の保存管理についてはこの基準を根拠としながら、現状変更の取り扱いの申請ごとに応じて対応を積み重ねてきました。

この保存管理計画を踏まえて、大宰府関連史跡の一体的な保存活用を推進するため、今回の太宰府関連史跡に関する保存活用方針を策定します。この保存活用方針は、今後順次策定に取り組む大宰府関連史跡の各史跡の保存活用計画の上位の方針に位置づけられます。

なお、「太宰府地区史跡の保存・管理計画」は、保存活用計画が策定された史跡については、その役割を終えることとします。



◆保存活用方針と各史跡保存活用計画との関係